鳥取県ガス警報器緊急設置支援事業補助金
Ｑ＆Ａ

第１版（令和８年１１月２４日）

（県民向け）

No.	質問	回答
1	ガス警報器を設置したいのですが、どこに連絡すればいいですか？	ガス警報器の設置については、ご利用中のガス事業者へお問い合わせください。本事業の補助対象となる警報器は、ガス事業者が設置するものに限られます。補助金の申請に必要な書類も、ガス事業者からお受け取りください。
2	ガス事業者がわからない場合、どこに連絡すればよいですか？	ガス料金の請求書や検針票、ガス会社との契約書などでご確認ください。
3	誰が補助の対象になりますか？	鳥取県内の戸建て住宅、併用住宅、共同住宅に居住している方、または所有している方が対象です。 ※ただし、LP ガスを利用している共同住宅で、ガス警報器の設置が義務付けられているところは補助の対象外です。 ※法人、個人事業主等の事業活動を行う者は対象外です。 対象となる住宅や申請者の要件の詳細は、事務局へご確認ください。
4	賃貸住宅に住んでいますが、申請できますか？	賃貸住宅の場合も、対象となる住宅にお住いの場合は申請できます。
5	どのような警報器が対象ですか？	ガス警報器、ガス・ＣＯ警報器、住宅用火災・ガス・ＣＯ警報器が対象です。ただし、ガス事業者が設置するものに限ります。
6	自分で購入したガス警報器も対象ですか？	家電量販店等からご自身で購入・設置したガス警報器は対象外です。購入前にガス事業者へご連絡ください。
7	すでにガス警報器が設置されている住宅でも申請できますか？	ガス警報器の交換期限は 5 年です。令和 9 年 3 月 31 日までに交換期限が到来するガス警報器を交換する場合は、対象となります。交換期限については、ガス警報器に貼ってある「交換期限表示ラベル」をお確かめください。
8	補助金はいくらですか？	購入の場合は、ガス警報器購入代（上限 15,000 円）と設置手数料（一律 5,000 円）を合わせて、1 戸あたり上限 20,000 円です。リースの場合は、リース料（一律 4,000 円）と設置手数料（一律 5,000 円）を合わせて、1 戸あたり 9,000 円です。

9	購入費が 15,000 円未満でも、補助金は 20,000 円もらえますか？	いいえ。購入の場合、ガス警報器購入代は実際にかかった費用が対象となり、補助の上限は 15,000 円です。これに設置手数料 5,000 円を加えた額が補助額となります。
10	設置手数料が 5,000 円未満でも、補助額は一律 5,000 円ですか？	購入、リースのいずれも、実際に支払った設置手数料が 5,000 円に満たなかった場合は、その差額分は補助しません。
11	補助金申請の受付が始まる前に、ガス警報器を購入・設置してもよいですか？	補助事業開始前にガス警報器を購入・設置した場合は補助対象外となります。必ず補助金申請の受付が始まってからガス警報器の購入・設置をしてください。
12	複数のガス警報器を設置しても補助対象となりますか？	補助対象となるガス警報器の設置は、1 戸につき 1 台を限度とします。また、補助金の申請は、1 対象者につき 1 回限りです。
13	購入・設置と補助金申請の期限はいつまでですか？	ガス警報器の購入・設置期間は事業開始から令和 9 年 2 月 10 日まで、申請書類の提出期限は令和 9 年 2 月 19 日（必着）です。
14	申請に必要な書類は何ですか？	補助金交付申請書、誓約兼同意書、設置に要した費用が確認できる書類の写し、振込先口座（申請者本人名義）が確認できる書類の写しが必要です。
15	申請書類はどこに提出しますか？	事務局へ郵送で提出してください。郵送料金は申請者負担となります。
16	申請は、WEB や事務局窓口でも申請できますか？	申請は事務局へ郵送で提出してください。WEB や窓口での申請は受け付けていません。
17	申請すれば必ず補助金を受け取れますか？	申請内容や対象要件、必要書類がそろっているか等を確認し、不備等がなければ交付決定を行います。申請書受付から補助金の振込まで概ね 1 か月程度を予定しています。
18	申請書類に不備があった場合はどうなりますか？	事務局から書類の修正や追加提出を求められる場合があります。提出前に必要書類や記載内容を確認し、不明な点は事務局へお問い合わせください。申請期限に間に合うよう、余裕をもって提出してください。

19	ガス事業者から交付された、ガス警報器購入・設置の請求書、領収書等を紛失しました。再発行できますか？	請求書、領収書等の再発行については、ガス事業者にお問い合わせください。
20	補助金はいつ、どのように受け取れますか？	補助金は交付決定後、申請時に提出する振込先口座へ交付します。申請書受付から補助金の振込まで概ね 1 か月程度を予定しています。なお、申請が集中する時期には、振込まで通常よりお時間をいただく場合があります。
21	LP ガスを利用する共同住宅に住んでいます。対象になりますか？	LP ガスを利用している共同住宅で、ガス警報器の設置が義務付けられているところは補助の対象外です。一部条件によっては設置義務がないものもあり、その場合は補助対象となる可能性があります。該当するか判断が難しい場合は、ガス事業者にご相談ください。
22	都市ガスや簡易ガスでも対象になりますか？	対象となります。
23	5 年後のガス警報器の更新費についても補助がありますか？	本事業は、令和 8 年熊本地震を受けて実施する緊急的な支援事業です。そのため、5 年後のガス警報器の更新について補助はありません。更新費用は対象者のご負担となります。

（ガス事業者向け）

No.	質問	回答
24	ガス事業者は、申請者にどの書類を渡す必要がありますか？	補助金交付申請書と誓約兼同意書の様式を対象者へ交付します。購入の場合は警報器本体費用及び設置費用の内訳がわかる請求書・領収書等、リースの場合はリース契約書と設置費用がわかる取付伝票等も交付が必要です。
25	補助対象外の住宅かどうか、ガス事業者が確認する必要がありますか？	LP ガスを利用している共同住宅で、ガス警報器の設置が義務付けられているところは補助の対象外です。対象者から相談を受けた場合は、住宅の状況を確認し、判断が難しいケースは事務局へご相談ください。
26	ガス警報器の販売・設置費用は、	補助金額には上限があります。購入の場合、ガス警報器購入代の補助上限は 15,000 円、設置手数料は一律 5,000 円で

	補助額を超えてもよいですか？	す。販売代金又は設置費用が各上限を超える場合、対象者はそれぞれの上限額の合計金額までしか補助を受けられません。不明な場合は事務局にご相談ください。
27	ガス事業者が対象者に代わって申請できますか？	ガス事業者が対象者に代わって申請することはできません。対象者が事務局へ郵送で申請してください。
28	補助金の申請状況を、ガス事業者が確認できますか？	補助金の申請状況は、個人情報保護の観点から、ガス事業者にはお知らせできません。申請者ご本人から事務局へお問い合わせください。
29	購入・設置の期限はいつまでですか？	補助金申請が可能となるガス警報器の購入・設置期間は、本事業開始から令和 9 年 2 月 10 日までです。この期間を過ぎてから設置したものは補助対象外となります。